

平成 27 年度自動車騒音の常時監視結果について

浦添市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 27 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。浦添市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日付環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付環境省水・大気環境局長通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

平成 27 年度は、幹線道路 6 区間に面する地域について、1,379 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

（評価区間は図 1 および表 1 参照）

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をいいます。

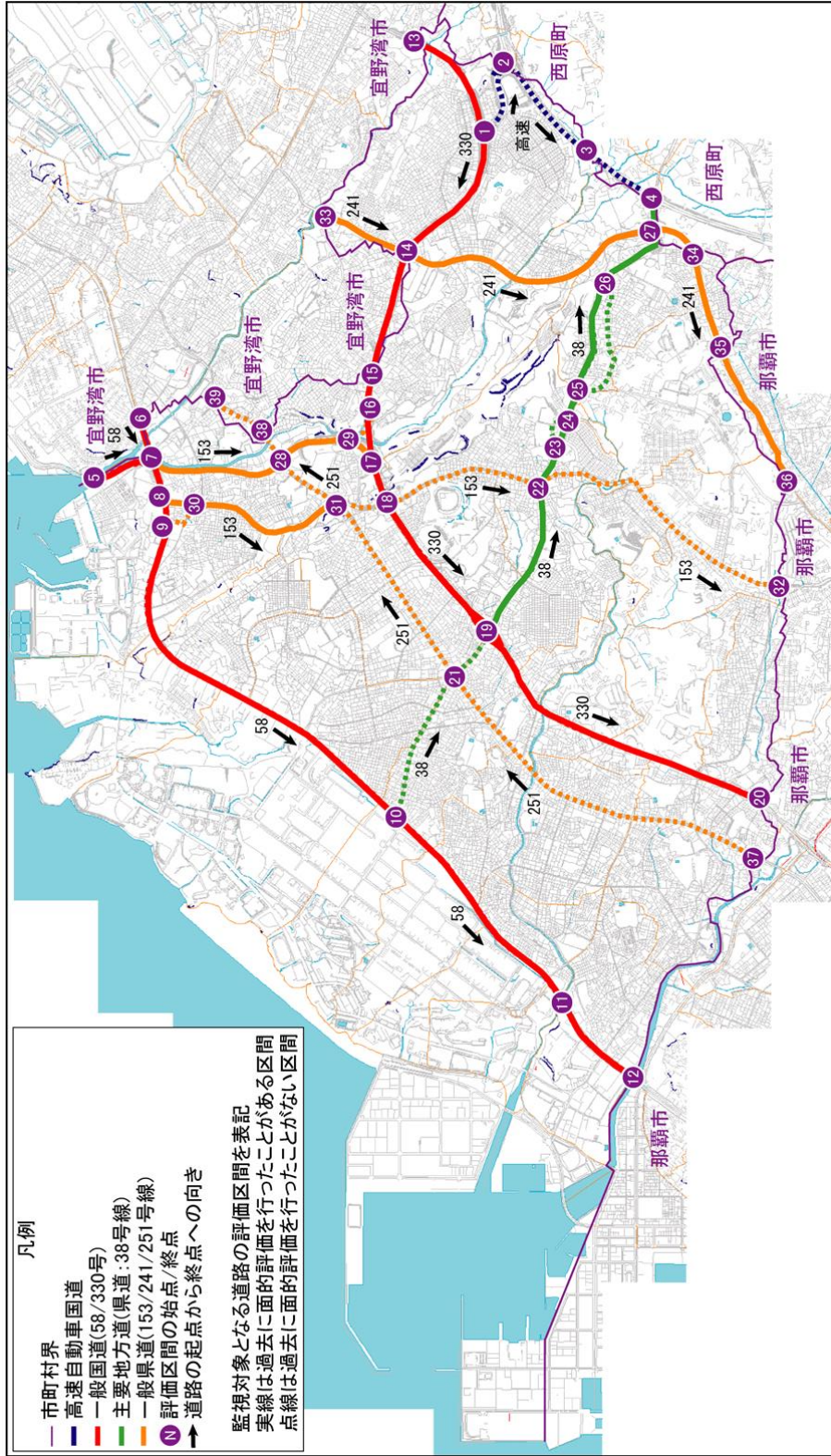


図1 評価区間図

表1 環境基準達成状況の評価結果(区間別)

一連番号	評価区間※	評価の実施年度	踏線名		車線数	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	環境基準値		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	測定地点の住所	基準点の等価騒音レベル(dB)		評価区間の延長(km)	騒音測定年度	環境基準達成戸数・環境基準達成率								
			昼間	夜間				昼間	夜間				評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下 b			昼間のみ基準値以下 c	夜間のみ基準値以下 d	昼間・夜間とも基準値超過 e						
1	10-21	H27	県道38号浦添西原線	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市屋富祖4丁目6	浦添市伊祖1丁目1	浦添市城間2丁目29	昼間	65	61	0.8	H27	311	302	4	1.3	0	0	5	1.6	
2	21-19	H27	県道38号浦添西原線	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市伊祖1丁目1	浦添市仲間1丁目6	浦添市大平1丁目1	昼間	66	61	0.3	H27	178	175	2	1.1	0	0	1	0.6	
3	19-27	H27	県道38号浦添西原線	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市仲間1丁目6	浦添市前田1丁目54	浦添市前田2丁目6	昼間	69	63	2.3	H18	580	567	0	0	11	1.9	2	0.3	
4	27-4	H27	県道38号浦添西原線	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市前田1丁目54	浦添市前田3丁目23	浦添市前田2丁目6	昼間	69	63	0.1	H18	2	2	0	0	0	0	0	0	
5	23-24	H27	県道38号浦添西原線(側道)	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市仲間2丁目48	浦添市仲間2丁目49	浦添市仲間2丁目47	昼間	52	46	0.2	H27	61	61	0	0	0	0	0	0	
6	25-26	H27	県道38号浦添西原線(側道)	2	無	無	無	昼間:65~70 夜間:60~65	浦添市宇前田	浦添市前田1丁目13	浦添市前田1丁目9	昼間	61	52	0.6	H27	247	247	0	0	0	0	0	0	0
合計													4.3	-	1379	1354	6	0.4	11	0.8	8	0.6			

※ 評価区間の左側の番号は始点を、右側の番号は終点を表しており、「図1 評価区間図」に示す評価区間の始点・終点の番号と対応している。

4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 2 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方は、浦添市で監視する必要のある評価区間の評価が一巡り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

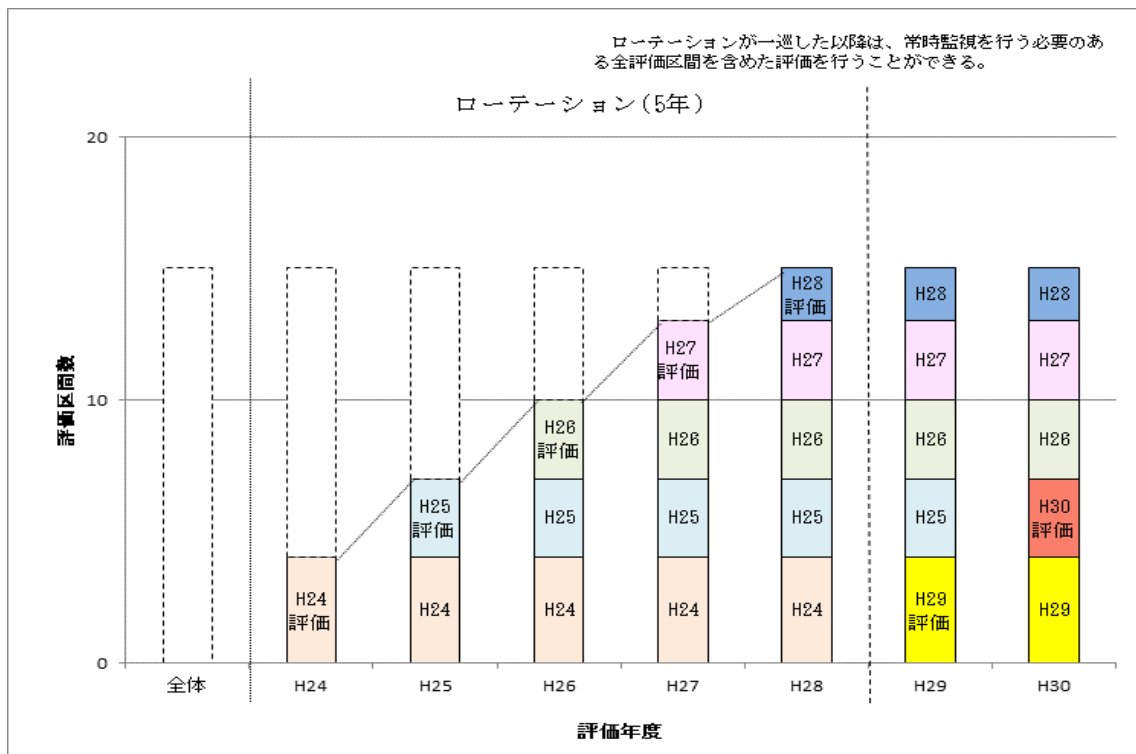


図 2 ローテーションの考え方

浦添市では上記の考え方に基づき、平成 24 年度以降は、合計 33 の評価区間の常時監視を行うこととしています。以下に評価結果を報告します。

5 環境基準達成状況

平成 27 年度に面的評価を行った 6 区間（詳細は表 1 参照）の評価対象住居等戸数 合計 1,379 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）ともに環境基準を達成（＝基準値以下）したのは 1354 戸（98.2%）でした。

個別の評価区間については、評価区間 10-21（県道 38 号浦添西原線）の評価対象住居等戸数 311 戸のうち、昼間のみ基準値以下であったのが 4 戸（1.3%）、昼間・夜間とも基準値を超過したのが 5 戸（1.6%）で、評価区間 21-19（県道 38 号浦添西原線）の評価対象住居等戸数 178 戸のうち、昼間のみ基準値以下であったのが 2 戸（1.1%）、昼間・夜間とも基準値を超過したのが 1 戸（0.6%）でした。また、評価区間 19-27（県道 38 号浦添西原線）の評価対象住居等戸数 580 戸のうち、夜間のみ基準値以下であったのが 11 戸（1.9%）、昼間・夜間とも基準値を超過したのが 2 戸（0.3%）でした。

それ以外の評価区間では、すべて環境基準を達成していました。（表 2、図 3 参照）

表 2 評価区間別の環境基準達成状況

	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
全体 (計1379戸)	1,354 戸	6 戸	11 戸	8 戸
	98.2%	0.4%	0.8%	0.6%
評価区間10-21 (合計311戸)	302 戸	4 戸	0 戸	5 戸
	97.1%	1.3%	0%	1.6%
評価区間21-19 (合計178戸)	175 戸	2 戸	0 戸	1 戸
	98.3%	1.1%	0%	0.6%
評価区間19-27 (合計580戸)	567 戸	0 戸	11 戸	2 戸
	97.8%	0%	1.9%	0.3%
評価区間27-4 (合計2戸)	2 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	100%	0%	0%	0%
評価区間23-24 (合計61戸)	61 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	100%	0%	0%	0%
評価区間25-26 (合計247戸)	247 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	100%	0%	0%	0%

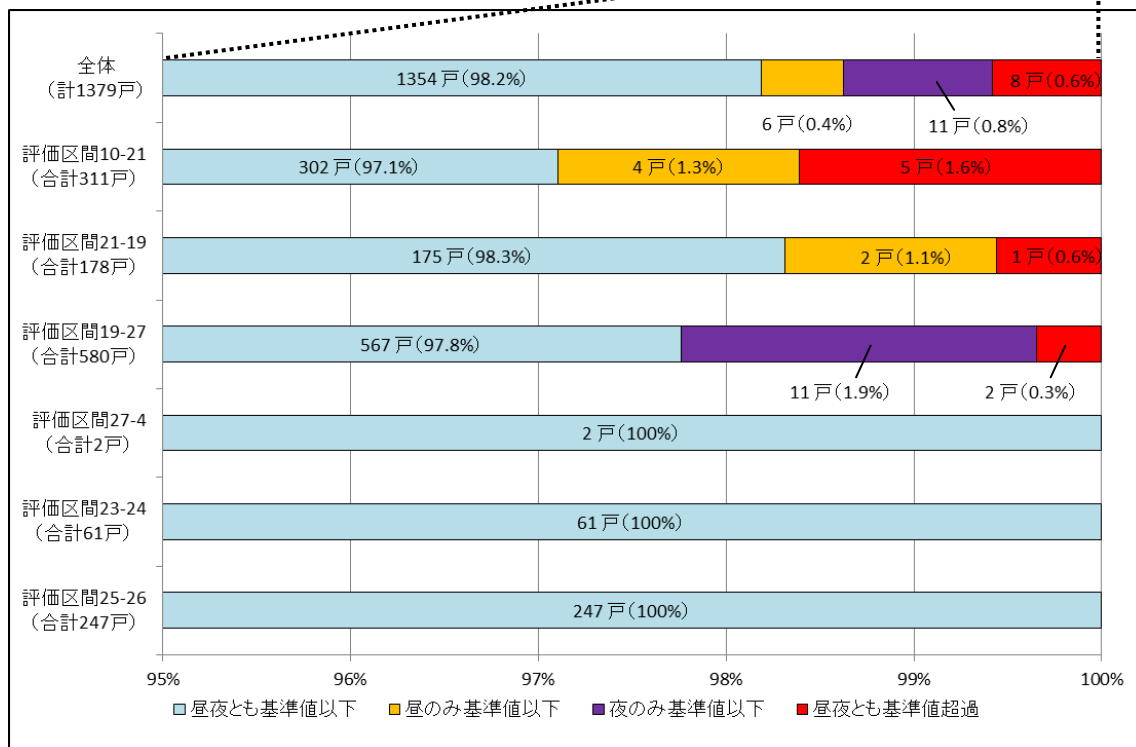
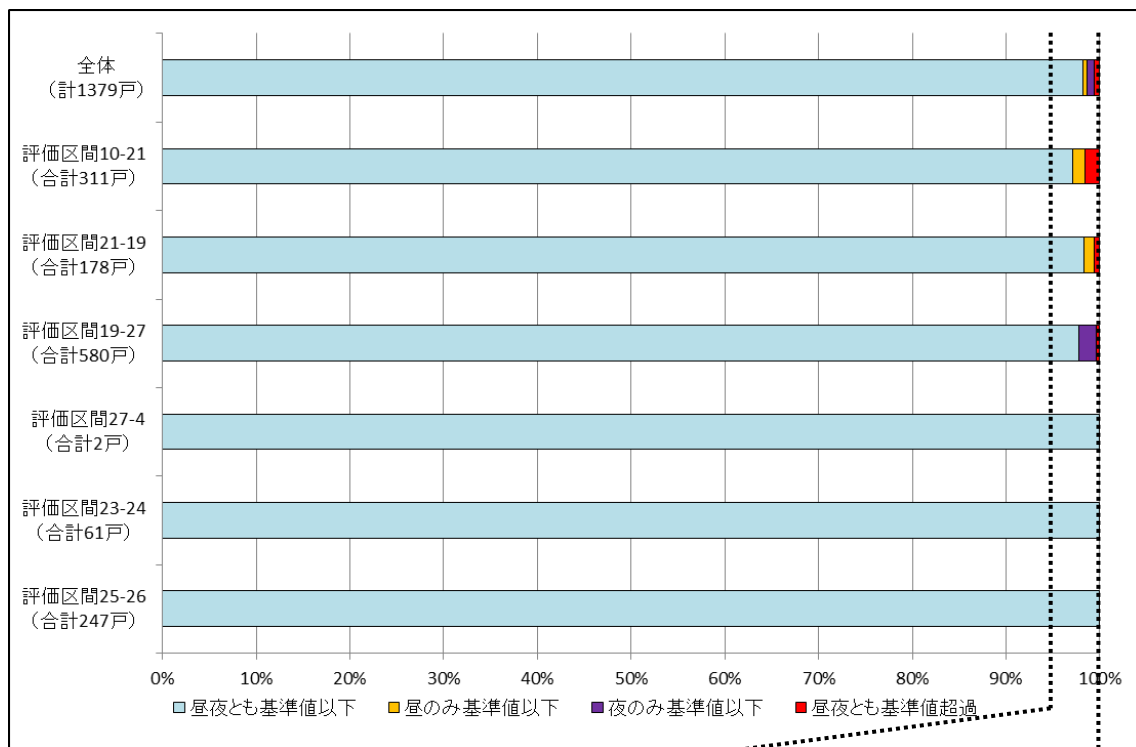


図3 評価期間別の環境基準達成状況

別添資料 1

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

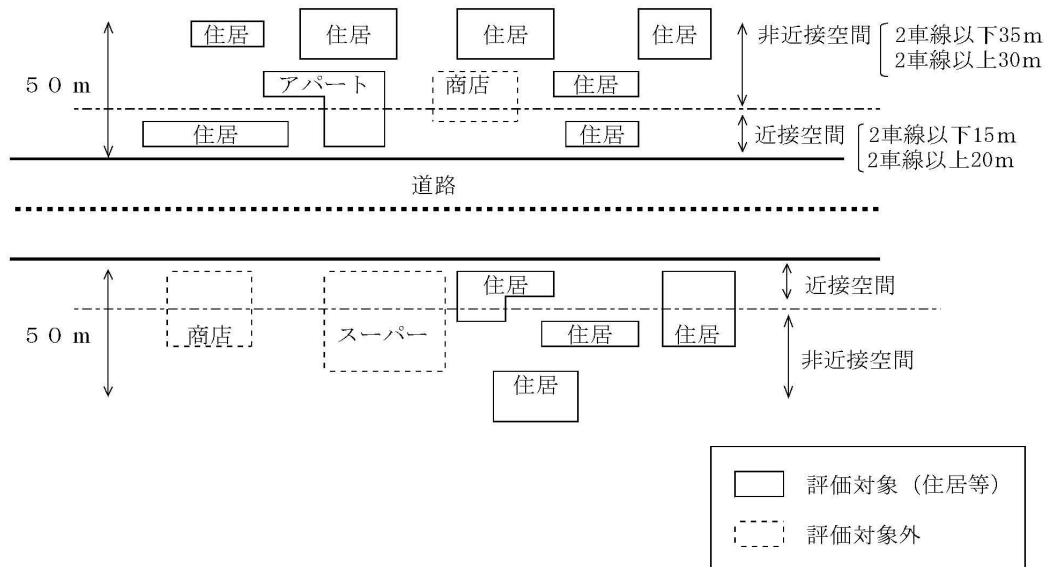
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から 50 メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とします。